

5 リスクの見積り

リスク低減の優先度を決定するため、危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病の**重篤度**とそれらの**発生の可能性**の度合をそれぞれを考慮してリスクを見積もります。

■リスク見積りは、事業場の機械設備、作業等の特性に応じ、負傷又は疾病の「**類型**」ごとに行います。

はさまれ、墜落、爆発、
火災、中毒、熱中症、
振動障害 など



■リスク見積りの例（マトリクスを用いた方法）

		負傷又は疾病の重篤度				優先度	
		致命的	重大	中程度	軽度		
負傷又は疾病の発生可能性の度合	極めて高い	5	4	3	2	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要措置を講ずるまで作業停止 十分な経営資源を投入する必要
	比較的高い	4	3	2	1		
	可能性あり	4	3	2	1	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要措置を講ずるまで作業停止が望ましい 優先的に経営資源投入
	ほとんどない	4	3	1	1		
						低	必要に応じてリスク低減措置を実施

➡ このほか、数値化による方法、枝分かれ図による方法などもあります。

「開梱のときに
よそ見をして
カッターナイフで
指を切る」よりも…



「中2階の商品置き場で
荷を取り扱うときに
墜落する」が優先ね。

リスクアセスメント等の導入などについては、各労働基準監督署へご相談ください。

沖縄労働局

那覇労働基準監督署 TEL098-868-3431 沖縄労働基準監督署 TEL098-982-1263
名護労働基準監督署 TEL0980-52-2691 宮古労働基準監督署 TEL0980-72-2303
八重山労働基準監督署 TEL0980-82-2344

リスクアセスメント等を実施しましょう

— 安全衛生管理水準の向上のために —

職場では、多種多様な作業が行われており、その実態や特性を的確にとらえた安全衛生対策が必要です。

労働災害防止のために事業者が構すべき措置義務について、従前から労働安全衛生法に定められていますが、これらは措置すべき最低の基準であり、最低基準を守っているだけでは、多種多様な個々の職場の安全衛生対策として万全ではありません。

そこで、多種多様な個々の危険性・有害性に対応するため、有効な手法の1つが**危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）**です。

① 危険性・有害性の特定



② リスクの見積もり

③ リスク低減の優先度と措置内容の検討

④ 優先度に応じたリスク低減措置の実施



沖縄労働局 ・ 労働基準監督署

1 安全衛生活動の手法と安全衛生管理水準の向上

リスクアセスメント等を実施し、リスクを低減することにより、職場の安全衛生管理水準を向上させましょう。

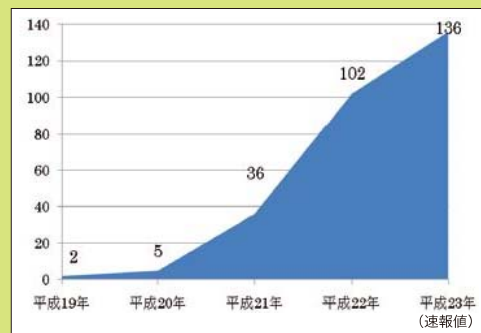
安全衛生活動の手法

手 法	備 考
I 労働安全衛生マネジメントシステムを運用している。	IIの手法によるほか、システム監査等を行うことにより、労働安全衛生マネジメントシステムを運用している。
II 毎年、リスクアセスメント等による安全衛生改善計画を策定している。	IIIの手法によるほか、1年以内に1回、定期に、必要な部分を対象に、リスクアセスメント等を実施（実施内容の(1)から(4)までを実施）し、これに基づく安全衛生改善計画を策定している。
III 「リスクアセスメント等指針」の5(1)の時期に、リスクアセスメント等を実施している。	次頁の指針の5(1)ア～オに該当するときには、該当する部分を対象に、必ず、リスクアセスメント等を実施（実施内容の(1)から(4)までを実施）している。
IV リスクアセスメント等を実施したことがある。	次頁の指針の5(1)の時期に限らず、事業場の一部を対象に、リスクアセスメント等を実施（実施内容の(1)から(4)までを実施）したことがある。
V 従来型の安全衛生活動を実施している。	リスクアセスメント等を実施（実施内容の(1)から(4)までを実施）したことはないが、その他の安全衛生活動を実施している。 ※ リスクアセスメント等の実施内容の(1)である危険予知活動（危険性・有害性の特定）等を実施している場合を含む。

2 リスクアセスメント等の普及状況

新たな手法である**リスクアセスメント等**を取り入れる事業場が増えています。県内の普及状況は、下表のとおりです。

リスクアセスメント等を実施した事業場の数



左表で「リスクアセスメント等を実施した事業場」とは、上記1の表「安全衛生活動の手法」でIV「リスクアセスメント等を実施したことがある。」に該当する事業場です。

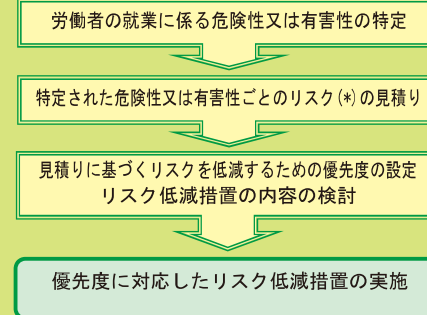
データ：各労働基準監督署が確認した管内事業場における実施状況

危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント等)に関する指針(抄)

- 3 実施内容
事業者は、調査及びその結果に基づく措置(以下「調査等」という。)として、次に掲げる事項を実施するものとする。
 - (1) 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定
 - (2) (1)により特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合(以下「リスク」という。)の見積り
 - (3) (2)の見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置(以下「リスク低減措置」という。)内容の検討
 - (4) (3)の優先度に対応したリスク低減措置の実施
- 5 実施時期
(1) 事業者は、次のアからオまでに掲げる作業等の時期に調査等を行うものとする。
 - ア 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
 - イ 設備を新規に採用し、又は変更するとき。
 - ウ 原材料を新規に採用し、又は変更するとき。
 - エ 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
 - オ その他、次に掲げる場合等、事業場におけるリスクに変化が生じ、又は生ずるおそれのあるとき。
 - (ア) 労働災害が発生した場合であって、過去の調査等の内容に問題がある場合
 - (イ) 前回の調査等から一定の期間が経過し、機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合
- (2)以下省略

3 リスクアセスメント等の定義

リスクアセスメント等とは、上記の指針の3の(1)から(4)までを実施することです。つまり、「①**危険性・有害性を特定し**、②**これらによるリスクを見積り**、③**そのリスクの低減に向けた優先度と措置内容を検討し**、④**優先度に応じた措置を実施すること**」をいいます。



* リスクとは……

特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の**重篤度(ひどさ)**と、負傷又は疾病の**発生可能性**の度合いの両者を組み合わせて見積るものです。

具体的な見積り方法は次頁の「リスクの見積り」を参考にしてください。

4 リスクアセスメント等の実施時期

リスクアセスメント等は、上記の指針の5(1)の時期に実施しましょう。
ただし、リスクアセスメント等を実施したことがない場合には、5(1)の時期を待たずに早期に実施しましょう。